

浜松市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱（平成29年12月1日施行。以下「推進委員選任要綱」という。）第7条の規定に基づき、浜松市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員の候補者（以下「推進委員候補者」という。）の評価を農業委員会に報告するための推進委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、農業委員会の求めにより、推進委員候補者の評価を行い、農業委員会に報告する事務を行う。

(評価委員)

第3条 評価委員の定数は6人以内とする。

2 評価委員は、農業委員会の会長が農業委員会の委員（以下「委員」という。）（推進委員候補者でない者）の中から指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、評価委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、農業委員会会長が招集する。

2 前項の規定による招集は、開催日の7日前までに、農業委員会会長が評価委員に通知して行わなければならない。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 会議の議事は、出席した評価委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 会議の議事録は事務局が作成することとし、議事のほか、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(秘密保持)

第6条 評価委員は、評価委員会の会議で知り得た秘密を他に漏らし、又は当該評価委員会の所掌事務以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第7条 評価委員会の事務局は、農業委員会事務局の職員が担当する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。